

奈良県法定外税懇話会の会議の公開について

(平成20年 7月22日 奈良県法定外税懇話会決定)

1 会議の公開又は非公開

奈良県法定外税懇話会（以下「懇話会」という。）の会議は、次の事項を除き、原則として公開する。

なお、公開又は非公開について、個別具体的な判断を行う必要がある場合には、その都度判断を行うこととする。

番号	事項	非公開理由
1	法定外税についての検討及び具体化	指針3のイ（奈良県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する不開示情報について審議等を行う場合）に該当 ----- 『7条該当号』： 第5号（審議検討情報）

※条例：奈良県情報公開条例、 指針：審議会等の会議の公開に関する指針

2 会議開催の通知

(1) 会議開催の通知

会議を公開するに当たっては、指針5の本文に基づいて、会議の開催を周知する。

(2) 会議開催の通知

① 指針5のアからエまでを周知することとし、その様式については、懇話会の庶務に一任する。

② 指針5のオ「その他必要な事項」については、必要な会議の場合において、座長一任する。

3 公開の方法

(1) 懇話会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続き及び遵守事項等について規定した「奈良県法定外税懇話会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

(3) 傍聴による手続は、(2)の「奈良県法定外税懇話会傍聴要領」に基づき行うものとする。

4 議事録等の公開

(1) 会議を公開とした場合

① 「議事録」を奈良県ホームページに掲載する。

② 「議事録」の原本を県庁税務課において、一般の閲覧に供する。

③ 「議事録」の様式については、懇話会の庶務に一任する。

(2) 会議を非公開とした場合

① 「会議の概要」を奈良県ホームページに掲載する。

② 「会議の概要」を県庁税務課において、一般の閲覧に供する。

③ 「会議の概要」には、非公開の理由を明記する。

④ 「会議の概要」の作成については、座長に一任する。

⑤ 「会議の概要」の様式については、懇話会の庶務に一任する。

⑥ 「議事録」については、会議を非公開とした場合においても作成するが、一切公表しない。

5 適用期日

平成20年 8月 1日以後に開催する会議から適用する。